
会員における引受審査のあり方の見直しに伴う「有価証券の引受け等に関する規則」
(公正慣習規則第 14 号) 等の一部改正について

日証協 平成 19 年 5 月 29 日

本協会では、本年 5 月 29 日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号) 等の一部改正した。

昨年 4 月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」において、いわゆる新興市場を中心とした新規公開ブームの陰で、上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が生じていることや、元引受業務に参入する証券会社が増加する中で、証券会社の引受審査能力に格差が生じているといった指摘を踏まえ、会員が行う引受審査のあり方等について精力的に検討を行い、本年 2 月、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書「会員における引受審査のあり方・MSCB の取扱いのあり方等について」として取りまとめたところである。

同報告書では、今後の対応として、引受審査体制の強化、引受審査プロセスの適正化・効率化、引受審査項目の拡充等について提言されたところであるが、今般、これらを実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号) 及び同規則に関する細則等の一部について改正を行うものである。

また、昨今の企業における M&A 活動の活発化や資本政策の多様化等の環境変化を踏まえ、会員が引受けを行う際の資金使途の確認及び公表並びに発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け)に関する規制についても適正化を図るため、当該規則及び同規則に関する細則の一部について、併せて改正を行うものである。

本規則改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は以下のとおりである。

会員における引受審査のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)等の一部改正について

平成19年5月29日
日本証券業協会

・改正の趣旨

本協会では、昨年4月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」において、いわゆる新興市場を中心とした新規公開ブームの陰で、上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が生じていることや、元引受業務に参入する証券会社が増加する中で、証券会社の引受審査能力に格差が生じているといった指摘を踏まえ、会員が行う引受審査のあり方等について精力的に検討を行い、本年2月、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書「会員における引受審査のあり方・MSCBの取扱いのあり方等について」として取りまとめたところである。

同報告書では、今後の対応として、引受審査体制の強化、引受審査プロセスの適正化・効率化、引受審査項目の拡充等について提言されたところであるが、今般、これらを実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同規則に関する細則等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

また、昨今の企業におけるM&A活動の活発化や資本政策の多様化等の環境変化を踏まえ、会員が引受けを行う際の資金使途の確認及び公表並びに発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け)に関する規制についても適正化を図るため、当該規則及び同規則に関する細則の一部について、併せて以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

1 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同規則に関する細則の一部改正

- ・ 引受業務、引受審査業務、引受推進業務、主幹事会員、他の引受会員、監査人、コンフォートレター、上場発行者等の定義規定を置くこととする。(第2条)

(1) 適切な引受けの実施

引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。(第3条)

引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、(3) から までに基づき審査を行った内容を踏まえ、総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならないこととする。(第4条)

引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日までの企業動向についての確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。(第5条)

(2) 引受体制の整備

引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、引受審査部門が引受推進部門及び引受部門から独立した審査意見の形成を行うため、一定の要件を満たす組織体制を構築しなければならないこととする。(第6条)

引受会員は、引受審査項目及び当該引受審査項目を適切に審査するために必要な事項並びに適切な引受判断を行うために必要な事項等を社内規則に定めなければならないこととする。(第7条第1項)

引受会員は、 に規定する引受審査項目を審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならないこととする。(第7条第2項)

引受会員は、引受審査において収集した資料等、当該資料等に対する分析及び評価の内容並びに引受判断の形成過程等に係る記録を作成し、5年間これを保存するものとする。(第7条第3項)

引受会員は、社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。(第7条第4項)

引受会員は、社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出するものとする。(第7条第5項)

引受会員は、社内規則が遵守されていること及び社内マニュアルが適正に運用されていることについて、定期的に検査又は監査を行うものとする。(第8条)

(3) 引受審査プロセスの適正化・効率化

引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点か

ら、(4)に規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならないこととする。(第9条第1項)

主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査資料を一定の期間前に発行者から受領するものとする。(第9条第2項、細則第2条、細則第3条)

主幹事会員は、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者との間で、書面の授受によりこれを行うよう努め、必要に応じて面談を行うものとする。(第9条第3項)

主幹事会員は、 の場合において、発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。(第9条第4項)

主幹事会員は、引受審査を行う場合に、有価証券届出書等に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。(第9条第5項)

主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。(第10条第1項、細則第4条)

他の引受会員は、 に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。(第10条第2項)

主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件に係る主幹事会員の交代、監査人の交代又は上場申請予定の証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、発行者に対して理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。(第11条)

主幹事会員は、発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。(第12条第1項)

において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、会員は、発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。(第12条第2項)

(4) 引受審査項目の拡充

引受会員が、新規公開における募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、公開適格性、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第13条、細則第5条)

引受会員が、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、適格性、業績の見通し、調達する資金の用途、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第14条、細則第6条)

引受会員が、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、厳正な審査を行わなければならない最低限の引受審査項目として、財政状態及びキャッシュフロー、企業内容等の適正な開示等の一定の項目及びこれらの項目の細目を定めることとする。(第15条、細則第7条)

他の引受会員は、社債券の発行登録による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、当該社債券が社債管理者不設置の要件に該当するときは、にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。(第15条第2項)

引受会員は、 から までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならないこととする。(第16条)

(5) 資金使途の確認・公表及び親引けに関する規制の見直し

主幹事会員は、募集に伴う調達資金の使途がM & A(企業買収、資本提携等)である場合には、当該M & Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について確認するとともに、M & Aの実施に伴う将来の事業構想並びに資金充当の期限及び代替使途について発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならないこととする。(第17条第2項)

主幹事会員は、発行者に対し、 の調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について、その都度公表を行うよう要請するとともに、調達資金の充当状況について、決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならないこととする。(第17条第5項、細則第8条第2項、第3項)

株券、新株予約権証券等の親引けが認められる場合の一つとして、「企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合（当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。）」を加える。（第24条第3項第2号）

株券、新株予約権証券等の親引けが認められる場合の一つを、「業務提携の関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合（当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等（締結することが確実となっているものを含む）により確認できる場合に限る。）」とする。（第24条第3項第3号）

REITの親引けが認められる場合の一つを、「投資信託委託業者の親会社等（一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）及び当該親会社等の親会社等」に対して割り当てる場合とする。（第24条第4項第2号）

REITの親引けが認められる場合の一つとして、「投資信託又は投資法人に対して不動産等を譲渡した者又は譲渡することに合意している者であって、当該者が特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者」に対して割り当てる場合を加える。（第24条第4項第4号）

REITの親引けが認められる場合の一つとして、「投資信託又は投資法人に対して不動産等を譲渡した者又は譲渡することに合意している者であって、当該者が特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者」を加える。（第24条第4項第5号）

引受会員が、発行者に対して株券等の割当先を親引けが認められる範囲に限定するよう要請しなければならない対象に、会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、会員による引受けを伴わない「売出しに該当しない自己株式の処分」を含むこととする。（第25条第1項）

(6) その他

会員が、株券の募集を行おうとする発行者の一定期間の株価が前回の株券の募集の発行価格を著しく下回り、かつ、当該株価の低下が発行者の個別事情によると認められる場合に、前回行われた株券の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない旨の規定を廃止する。（現行第4条1項～第5項）

() 今般の引受審査体制の強化等を踏まえ、株価の推移にのみ着目して引受けの可否を判断する当該規定を廃止し、今後は、審査意見を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行うこととする。

会員は、本邦発行者が本邦以外において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。(第28条第2項)

その他所要の整備を図る。

2. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成19年7月1日から施行し、1.(2)から(4)までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)の一部改正について

平成19年5月29日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 この規則は、会員が本邦内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。 イ 株券(外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下同じ。) ロ 新株予約権証券(外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下同じ。) ハ 新株予約権付社債券(外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。) ニ 優先出資証券(証券取引法(以下「証券取引法」という。)第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいい、外国法人</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(目 的) 第1条 この規則は、会員が本邦内において行う株券、<u>新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</u>及び<u>不動産投資信託証券(証券取引法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)</u>(以下「株券等」という。)の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p><u>の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>ホ 不動産投資信託証券(証取法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。)</u></p> <p><u>2 社債券 証取法第2条第1項第4号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)をいう。</u></p> <p><u>3 引受業務 引受けを行うことを目的として発行者に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。</u></p> <p><u>4 引受審査業務 発行者から収集した資料及び情報その他必要に応じて収集した資料及び情報を基に、引受けを行う会員が果たすべき責任を全うするために必要な引受審査を行い、有価証券の引受けの可否の判断(以下「引受判断」という。)の基となる審査意見を形成する業務をいう。</u></p> <p><u>5 引受推進業務 引受案件の獲得を目的として発行者又は売出しをする者で発行者以外の者(以下「売出人」という。)との間で継続的な関係の形成を図り、情報収集及び営業活動を行う業務をいう。</u></p> <p><u>6 監査人 引受審査の対象となる有価証券の発行者が証取法の規定により提出する財務計算に関する書類について、同法第193条の2に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。</u></p> <p><u>7 コンフォートレター 監査人が作成する株券等又は社債券の発行者に関する調査報告であり、記載事項、内容等について、「監査法人から事務幹事証券会社への書簡」要綱(日本公認会計士協会、日本証券業協会)に準拠して作成されたものをいう。</u></p> <p><u>8 引受会員 発行者又は売出人との間</u></p>	

新	旧
<p><u>で有価証券の元引受契約を締結する会員をいう。</u></p> <p>9 <u>主幹事会員 引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者又は売出人から指名された会員をいう。</u></p> <p>10 <u>他の引受会員 主幹事会員以外の引受会員をいう。</u></p> <p>11 <u>上場発行者 国内の証券取引所市場に上場されている有価証券の発行者をいう。</u></p> <p>12 <u>新規公開 上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の証券取引所市場への上場をいう。</u></p> <p>13 <u>オーバーアロットメント 引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。</u></p> <p>14 <u>グリーンシューオプション 引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者より取得することができる権利をいう。</u></p> <p>15 <u>シンジケートカバー取引 オーバーアロットメントを行った引受会員が、募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために行う当該引受会員の計算による当該募集又は売出対象有価証券の買付けをいう。</u></p>	
<p>第2章 適切な引受け</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第1節 適切な引受けの実施</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(適正な条件決定)</p> <p>第3条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを</p>	<p>(適正な引受け)</p> <p>第2条 会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行う</p>

新	旧
<p>行うことのないようにしなければならない。</p> <p>(適切な引受判断)</p> <p>第 4 条 <u>引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、第 9 条から第 11 条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。</u></p> <p>(払込日までの企業動向の把握)</p> <p>第 5 条 <u>引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日(売出しに係る引受けの場合は受渡日をいう。以下同じ。)までの企業動向についての的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 引受体制の整備</p> <p>(引受審査の独立性の確保)</p> <p>第 6 条 <u>引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構築しなければならない。</u></p> <p>1 <u>引受審査部門を設置すること。</u></p> <p>2 <u>引受審査部門において引受審査業務を遂行する担当者は、引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。</u></p> <p>3 <u>引受審査部門を担当する役員は、引受推進部門又は引受部門を担当しないこと。</u></p> <p>2 <u>引受会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。</u></p> <p>1 <u>引受審査業務を遂行する担当者は、当該引受審査案件に係る引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。</u></p> <p>2 <u>すべての引受案件について、法務コンプライアンス部門を含む複数の責任者から構成される会議体の議決(当該案件に係る引受推進業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。)により引受判断を行うこと。</u></p> <p>3 <u>法務コンプライアンス部門の責任において、引受判断に係る資料及び情報の十</u></p>	<p>ことのないようにしなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>分性について分析及び評価を行うとともに、当該引受判断の形成過程についての適正性を確認すること。</u></p> <p>(社内規則及び社内マニュアルの整備)</p> <p>第 7 条 <u>引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。</u></p> <p>1 <u>引受審査を行うに際して審査すべき項目(以下、「引受審査項目」という。)及び当該項目を適切に審査するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>引受審査部門が引受推進部門及び引受部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項(前条第 2 項の場合には、引受審査業務を遂行する担当者が引受推進業務及び引受業務に携わる者から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項)</u></p> <p>3 <u>適切な引受判断を行うために必要な事項</u></p> <p>2 <u>引受会員は、前項第 1 号に規定する引受審査項目を審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</u></p> <p>3 <u>引受会員は、引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、5 年間これを保存しなければならない。</u></p> <p>1 <u>引受審査において収集した資料及び情報(引受判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録</u></p> <p>2 <u>引受判断の基となった資料及び情報並びに当該引受判断の形成過程に係る記録</u></p> <p>4 <u>引受会員は、第 1 項及び第 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。</u></p> <p>5 <u>引受会員は、第 1 項及び第 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(検査又は監査の実施)</p> <p>第 8 条 <u>引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行うものとする。</u></p> <p>1 <u>前条第 1 項に基づき定める社内規則が遵守されていること。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項に基づき定める社内マニ</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>ュアルが適正に運用されていること。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 適切な引受審査の実施</p> <p>(適切な引受審査)</p> <p>第9条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、<u>引受審査部門(第6条第2項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者)において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">1～8 (削 る)</p> <p>2 <u>主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款 2 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書 3 税務申告書(修正申告書及び更正通知書を含む。) 	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(引受けの審査等)</p> <p>第3条 会員は、引受けを行うに当たっては、<u>当該発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該発行又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号(売出しの引受けを行うに当たっては、第3号及び第6号を除く。)に掲げる事項について厳正に審査、確認するとともに、必要に応じて、当該発行者の財政状態等及びその監査の状況について当該発行者の公認会計士又は監査法人から聴取する等引受証券会社としての総合的な判断と責任のもとに行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財政状態及び経営成績 2 調達する資金の用途及びその効果(売出しの引受けの場合は当該売出しの目的) 3 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方 4 株券等の発行数量及び発行額(売出しの引受けの場合は売出数量及び売出額) 5 株券等の流動性及び収益性 6 過去に発行された株券等の状況 7 株価等の動向 8 その他会員が必要と認める事項 <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>4 <u>証取法第25条第1項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。)</u></p>	
<p>5 <u>その他細則で定める資料</u></p>	
<p>3 <u>主幹事会員は、第13条から第16条までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p>4 <u>主幹事会員は、前項の場合において、当該発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。</u></p>	(新 設)
<p>5 <u>主幹事会員は、引受審査を行う場合には、当該引受審査の対象となる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書等(有価証券届出書及び売出しに係る目論見書をいう。以下同じ。)に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。</u></p>	(新 設)
<p>6 <u>主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用に努めなければならない。</u></p>	<p>2 <u>引受幹事会社となる会員は、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用を図るとともに、引受審査機能の向上及び引受審査体制の組織的独立性の確保に努めなければならない。</u></p>
<p>(主幹事会員と他の引受会員の連携)</p>	
<p>第10条 <u>主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。</u></p>	(新 設)
<p>2 <u>他の引受会員は、前項の規定に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。</u></p>	
<p>(主幹事会員の交代等があった場合の対応)</p>	
<p>第11条 <u>主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき</u></p>	(新 設)

新	旧
<p><u>発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</u></p>	
<p>(引受審査終了後の対応)</p>	
<p>第12条 <u>会員は、自らが主幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。</u></p>	(新 設)
<p>2 <u>前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の当該発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、当該会員は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。</u></p>	
<p>第4節 引受審査項目等</p>	
<p>(新規公開における引受審査項目)</p>	
<p>第13条 <u>引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</u></p>	(新 設)
<p>1 株券及び優先出資証券</p> <p>イ <u>公開適格性</u></p> <p>ロ <u>企業経営の健全性及び独立性</u></p> <p>ハ <u>事業継続体制</u></p> <p>ニ <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p>ホ <u>財政状態及び経営成績</u></p> <p>ヘ <u>業績の見通し</u></p>	

新	旧
<p>ト <u>調達する資金の使途(売出しの場合は当該売出しの目的)</u></p> <p>チ <u>企業内容等の適正な開示</u></p> <p>リ <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>不動産投資信託証券</u></p> <p>イ <u>公開適格性</u></p> <p>ロ <u>資産運用の健全性</u></p> <p>ハ <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p>ニ <u>組入予定物件の投資方針との適合状況</u></p> <p>ホ <u>投資法人及び物件の収益見通し</u></p> <p>ヘ <u>適正な開示</u></p> <p>ト <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。</u></p> <p>(<u>上場発行者による公募増資等における引受審査項目</u>)</p> <p>第 14 条 <u>引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</u></p> <p>1 <u>株券、新株予約権証券及び優先出資証券</u></p> <p>イ <u>適格性</u></p> <p>ロ <u>財政状態及び経営成績</u></p> <p>ハ <u>業績の見通し</u></p> <p>ニ <u>調達する資金の使途及びその効果(売出しの場合は当該売出しの目的)</u></p> <p>ホ <u>株価等の動向</u></p> <p>ヘ <u>企業内容等の適切な開示</u></p> <p>ト <u>その他会員が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>新株予約権付社債券</u> 前号及び次条第 1 項第 1 号に掲げる項目</p> <p>3 <u>不動産投資信託証券</u></p> <p>イ <u>適格性</u></p> <p>ロ <u>組入予定物件の投資方針との適合状況</u></p> <p>ハ <u>投資法人及び物件の収益見通し</u></p> <p>ニ <u>適正な開示及び調達する資金の使途</u></p> <p>ホ <u>価格等の動向</u></p> <p>ヘ <u>その他会員が必要と認める事項</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。</u></p> <p>(社債券の引受審査項目)</p> <p>第 15 条 <u>引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 財政状態及びキャッシュフロー</u> <u>2 調達する資金の用途</u> <u>3 企業内容等の適切な開示</u> <u>4 その他会員が必要と認める事項</u> <p>2 <u>他の引受会員は、社債券の発行登録（証券法第23条の3第1項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 各社債の金額が1億円以上であること。</u> <u>2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回ること。</u> <p>3 <u>第1項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。</u></p> <p>(十分な引受審査)</p> <p>第 16 条 <u>引受会員は、第13条から第15条までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。</u></p> <p>第3章 発行者に対する確認及び開示要請</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(過去に発行された株券等の状況)</p> <p>第 4 条 <u>会員は、株券の募集を行おうとする発行者の一定期間の株価が前回の株券の募集の発行価格を著しく下回り、かつ、利益が前回の株券の募集時の計画を著しく下回っていること等当該株価の低下が発行者の個別事情によると認められる場合には、新たに行おうとする株券の募集について、前回は行われた株券の募集から相当</u></p>

新	旧
<p>(資金使途の確認及び公表) 第 17 条 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等に</p>	<p>の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する一定期間の株価及び前回の株券の募集の取扱いについては、「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）をもって定める。</p> <p>3 前 2 項の規定は、新株予約権証券について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「新株予約権証券」と、「発行価格」とあるのは「行使価額」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株価」とあるのは「優先出資価格」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定は、不動産投資信託証券について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「株価」とあるのは「不動産投資信託証券の価格」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>6 会員は、引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券又は不動産投資信託証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p> <p>2 過去に発行された新株予約権及び新株予約権付社債による 1 株当たり指標の希薄化情報及び今回の新株予約権及び新株予約権付社債を発行した後の潜在株式の状況</p> <p>3 前号に規定する 1 株当たり指標の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(資金使途の確認及び公表) 第 5 条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等について報告を求めると</p>

新	旧
<p>ついて報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の用途等について、次の各号に掲げる事項を細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1～2 （現行どおり）</p> <p>2 <u>主幹事会員は、前項に規定する資金の用途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替用途について、当該M&Aを予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第1号に掲げる調達資金の用途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>1 <u>M&Aの実施に伴う将来の事業構想</u> M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示</p> <p>2 <u>資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替用途</u> 原則として1年以内の期限並びに代替用途の具体的な内容及び金額の表示</p> <p>3 <u>主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の用途状況について、前2項に掲げる項目ごとに確認することとし、その用途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>4 <u>主幹事会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金用途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回は行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。</u></p> <p>5 <u>主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の用途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。</u></p>	<p>ともに、当該発行者に対し調達する資金の用途等について、次の各号に掲げる事項を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1～2 （省 略） （新 設）</p> <p>2 <u>会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の用途状況について、前項に掲げる項目ごとに確認することとし、その用途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金用途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回は行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する用途状況に変更がある場合の取扱いについては、細則をもって定める。</u></p>

新	旧
<p>(株主等への剰余金の配当状況の公表) 第 18 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>(株価推移等の公表) 第 19 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。 1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券又は不動産投資信託証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容 2 過去に発行された新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等による 1 株当たり指標の希薄化情報並びに今回の新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等を発行した後の潜在株式の状況 2 前項第 2 号に規定する 1 株当たり指標の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱いについては、細則をもって定める。</p>	<p>(株主等への剰余金の配当状況の公表) 第 6 条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 20 条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条並びに第 19 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。</p> <p>第 4 章 公正な価格決定及び配分</p> <p>(ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング（投資者</p>	<p>(有価証券届出書等への記載の要請) 第 7 条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、第 4 条第 6 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）に記載するよう要請しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(ブックビルディングによる価格の決定) 第 7 条の 2 会員は、引受けを行うに当たり、ブックビルディング（投資者の需要状</p>

新	旧
<p>の需要状況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、<u>払込日</u>までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は<u>売出人</u>と協議するものとする。</p>	<p>況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、<u>発行日又は当該売出しに係る株券等の受渡期日</u>までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は<u>当該売出しに係る株券等の所有者</u>と協議するものとする。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>(オーバーアロットメント)</p>	<p>(オーバーアロットメント)</p>
<p>第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、<u>引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度とする。</p>	<p>第 7 条の3 募集又は売出しに際して、<u>会員</u>が行うオーバーアロットメント(会員が、当該募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)の合計数量は、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度とする。</p>
<p>2 オーバーアロットメントを行う<u>引受会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの数量は、<u>当該引受会員</u>が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、株券等の募集又は売出しの結果、実際に<u>当該引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は<u>実際に当該引受会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。</p>	<p>2 オーバーアロットメントを行う<u>会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプション(会員が元引受契約の締結に当たり付与を受け、<u>当該募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者より取得することができる権利</u>をいう。以下同じ。)の数量は、<u>当該会員</u>が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、募集又は売出しの結果、実際に<u>会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は<u>実際に会員</u>が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。</p>
<p>3 前項のオーバーアロットメントを行う<u>引受会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び<u>当該引受会員</u>が行うシンジケートカバー取引の実施期間は、<u>当該株券等の募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間</u>とする。</p>	<p>3 前項のオーバーアロットメントを行う<u>会員</u>が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び<u>当該会員</u>が行うシンジケートカバー取引(<u>オーバーアロットメントを行った会員が、当該募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために</u>行</p>

新	旧
<p>4 新規公開に際して行う株券等の募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。</p> <p>(円滑な消化の促進) 第 23 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。</p> <p>(配分の公平化) 第 24 条 引受会員が株券等の引受けを行う場合又は協会員が株券等の募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。</p> <p>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその関係を維持するために必要な場合(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p>	<p>う当該会員の計算による当該募集又は売出対象有価証券の買付けをいう。以下同じ。)の実施期間は、当該募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間とする。</p> <p>4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄の上場を除く。以下この項並びに第14条第1号及び第2号において「新規公開」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。</p> <p>(円滑な消化の促進) 第 8 条 会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。</p> <p>(配分の公平化) 第 9 条 会員が引受けを行う場合又は協会員が募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。</p> <p>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその持株比率を維持するために必要な場合(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p>

新	旧
<p>2 <u>企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合(当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</u></p> <p>3 <u>業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役(委員会設置会社の場合には執行役を含み、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)(会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)(監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合(新株予約権の譲渡価額に相当する金額を予め又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込金に金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。))</u></p> <p>4 <u>引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。))を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 前号に掲げる者の株主(次号に掲げる</p>	<p>合)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合(当該業務提携及びそのために持株比率を維持しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)(会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)(監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合(新株予約権の譲渡価額に相当する金額を予め又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込金に金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。))</p> <p>4 会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。))を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 前号に掲げる者の株主</p>

新	旧
<p>者を除く。)</p> <p>3 <u>第1号に掲げる者の親会社等(一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。)</u>及び当該親会社等の親会社等</p> <p>4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産(投資信託法第14条第1項に規定するものをいう。)又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者</p> <p>5 <u>前号に掲げる者が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第7項に規定する特別目的会社(当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。)</u>である場合には、それに出資している者</p> <p>6 <u>第4号に掲げる者が「資産の流動化に関する法律」第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者</u></p> <p>5 第1項から第4項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い)</p> <p>第25条 <u>引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)</u>の募集、<u>私募、売出し又は売出しに該当しない自己株式の処分が行われる場合(グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。)</u>当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、<u>当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合、<u>第9条から第14条まで、第16条及び第17条から第20条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、私募及び自己株式の処分に係るものを含むものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑 則</p>	<p>(新 設)</p> <p>3 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産(投資信託法第14条第1項に規定するものをいう。)又は投資法人の資産として<u>不動産関連資産</u>を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>5 第1項から第3項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p> <p>(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い)</p> <p>第9条の2 <u>会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、発行会社が会員による引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出し(発行会社以外の者によるものを含む。)</u>を行う場合(グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。)<u>引受けを行おうとする会員は発行会社に対し、割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合、<u>第3条から第7条の規定には、会員による引受けを伴わない株券等の募集、私募、売出し(発行会社によるものに限る。)</u>に係るものを含むものとする。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(引受けの報告等) 第 26 条 引受会員は、株券等の引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。 2 前項の報告は、<u>引受会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「代表証券会社」という。)</u>がこれを行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(この規則によらない引受け) 第 27 条 引受会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。</p> <p>(海外発行についての準用) 第 28 条 (現行どおり) 2 <u>会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社(会員(外国証券会社である会員を除く。))にあつては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(以下「自己資本府令」という。)第1条第2項に定める関係会社である外国法人をいい、外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する内閣府令第38条において準用する自己資本府令第1条第2項に定める関係会社である外国法人をいう。)</u>による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。 3 第1項の場合における第20条の規定の取扱いについては、細則をもって定める。</p>	<p>(引受けの報告等) 第 10 条 会員は、引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。 2 前項の報告は、<u>引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「代表証券会社」という。)</u>がこれを行うことができる。</p> <p>(引受審査に関する基準) 第 11 条 <u>会員は、本規則に定めるところにより、引受業務の適正化を図るため、第3条第1項各号に掲げる項目の審査、確認の手続き並びに株券等の募集及び売出しの引受審査に関する基準等を社内規則として定めなければならない。</u></p> <p>(この規則によらない引受け) 第 12 条 会員は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。</p> <p>(海外発行についての準用) 第 13 条 (省 略) (新 設)</p> <p>2 前項の規定に基づき第7条を準用する場合の取扱いについては、細則をもって定める。</p>

新	旧
<p>(この規則の一部の適用除外) 第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規公開に際して行う株券の募集 <u>第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第19条、第21条並びに第24条第3項第5号</u> 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 <u>第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第19条並びに第21条</u> 3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 <u>第17条第3項から第5項まで、第18条、第19条、第21条並びに第24条第3項及び第4項</u> 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 <u>第17条、第19条及び第21条</u> 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 <u>第13条から第19条まで</u> 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 <u>第19条第1項第2号及び第2項</u> 7 売出し <u>第17条から第20条まで</u> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2章第2節から第4節までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。</p>	<p>(この規則の一部の適用除外) 第 14 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規公開に際して行う株券の募集 <u>第4条、第5条第1項第2号、同条第2項及び第3項、第7条の2並びに第9条第3項第4号</u> 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 <u>第4条、第5条第1項第2号、同条第2項及び第3項並びに第7条の2</u> 3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 <u>第4条、第5条第2項から第4項、第6条、第7条の2並びに第9条第3項及び第4項</u> 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 <u>第4条、第5条及び第7条の2</u> 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 <u>第4条から第6条</u> 6 第1号に規定する優先出資証券の募集及び第2号に規定する不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 <u>第4条第6項第2号及び第3号</u> 7 売出し <u>第4条から第7条及び第13条第2項</u>

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(引受審査資料の受領の取扱い)</p> <p>第 2 条 <u>規則第 9 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <p>1 <u>新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、引受審査を行うために十分な期間前までに受領すること。</u></p> <p>2 <u>上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、原則として、発行決議日の17営業日前(上場発行者の社債券の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前)までに受領すること。</u></p> <p>(引受審査に係る個別資料)</p> <p>第 3 条 <u>規則第 9 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>1 <u>調達資金用途</u></p> <p>2 <u>予想貸借対照表及び予想キャッシュフロー表</u></p> <p>3 <u>会社の概要(業界に占める地位及びシェア、業界の動向、事業の概況、事業内容の変更等をいう。)</u></p> <p>4 <u>営業の状況と利益計画</u></p> <p>5 <u>経理の状況(販売先一覧表、仕入先一覧表、月次受注高及び売上高表並びに係会社一覧表等をいう。)</u></p> <p>6 <u>最近の財政状態及び経営成績(最近の財政状態、偶発債務一覧表、最近の経営成績、重要な後発事象、最近の受注高並びに受注残高及び売上高等をいう。)</u></p> <p>7 <u>事業等のリスクに関する検討事項</u></p> <p>8 <u>その他会員が必要と認める資料</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>（主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い）</p> <p>第 4 条 <u>規則第10条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <p>1 <u>新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、第 3 条に掲げる資料を、発行決議日の15営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。</u></p> <p>2 <u>上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、第 3 条に掲げる資料を、遅くとも発行決議日まで他の引受会員に対して送付すること。</u></p> <p>3 <u>前各号の場合において、規則第 9 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する資料に関して他の引受会員が行う引受審査に必要不可欠であると認められる情報があるときは、当該情報を、適切な時期に当該他の引受会員に対して提供すること。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>（新規公開における引受審査項目の細目）</p> <p>第 5 条 <u>規則第13条第 2 項に規定する株券及び優先出資証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>公開適格性</u></p> <p>イ <u>事業の適法性及び社会性</u></p> <p>ロ <u>会社の経営理念及び経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識</u></p> <p>ハ <u>反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u></p> <p>ニ <u>上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</u></p> <p>2 <u>企業経営の健全性及び独立性</u></p> <p>イ <u>関連当事者（証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。）との取引の必要性、取引条件の妥当性</u></p> <p>ロ <u>親会社等（法人の親会社及び法人が</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>他の法人の関連会社である場合における当該他の法人をいう。以下同じ。）からの独立性</u></p> <p><u>八 関係会社への出資構成及び当該出資先の管理状況</u></p> <p><u>3 事業継続体制</u></p> <p><u>イ 企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況</u></p> <p><u>ロ 事業推進に必要な知的財産権の保護の状況、他社の権利侵害の状況</u></p> <p><u>八 事業継続に当たって重要な契約の締結状況、権利の確保の状況</u></p> <p><u>4 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</u></p> <p><u>イ 会社の機関設計の妥当性(会社規模、事業リスク等に照らした機関設計の妥当性をいう。)</u></p> <p><u>ロ 代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行(委員会設置会社の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況</u></p> <p><u>八 監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況</u></p> <p><u>二 内部管理体制(売上債権管理、予算管理、労務管理及びシステム管理等についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況及び牽制機能</u></p> <p><u>5 財政状態及び経営成績</u></p> <p><u>イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況</u></p> <p><u>ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</u></p> <p><u>6 業績の見通し</u></p> <p><u>イ 利益計画の策定根拠の妥当性</u></p> <p><u>ロ 利益計画の進捗状況</u></p> <p><u>八 企業の成長性及び安定性</u></p> <p><u>二 剰余金の配当に関する考え方</u></p> <p><u>7 調達する資金の使途(売出しの場合は当該売出しの目的をいう。以下この号において同じ。)</u></p> <p><u>イ 調達する資金の使途の妥当性(事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。)</u></p> <p><u>ロ 調達する資金の使途の適切な開示</u></p> <p><u>8 企業内容等の適正な開示</u></p>	

新	旧
<p><u>イ 法定開示制度及び適時開示制度への適応力</u></p> <p><u>ロ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p>2 規則第13条第2項に規定する不動産投資信託証券（投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 公開適格性</p> <p><u>イ 投資法人、投資信託委託業者及びその親会社等の事業の適法性及び社会性</u></p> <p><u>ロ 投資法人の執行役員、投資信託委託業者の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識</u></p> <p><u>ハ 反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u></p> <p><u>ニ 上場するに当たっての市場の利用目的の健全性</u></p> <p>2 資産運用の健全性</p> <p><u>イ 投資信託委託業者及びその親会社等との関係</u></p> <p><u>ロ 投資信託委託業者、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制</u></p> <p><u>ハ 「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1号に規定する特定資産の売買等に関する手続き</u></p> <p><u>ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性</u></p> <p>3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</p> <p><u>イ 投資法人の執行役員及び投資信託委託業者の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（委員会設置会社の場合には、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。）の状況</u></p> <p><u>ロ 投資法人の監督役員及び投資信託委託業者の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能（委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。）の状況</u></p> <p><u>ハ 投資信託委託業者の内部管理体制</u></p>	

新	旧
<p>(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況</p> <p>4 組入予定物件の投資方針との適合状況</p> <p>イ 投資方針</p> <p>ロ 組入物件の内容(関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポート(建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。)の内容等をいう。)</p> <p>ハ 取得価格及び取得の経緯</p> <p>5 投資法人及び物件の収益見通し</p> <p>イ 財政状態及び経営成績</p> <p>ロ 利益計画の策定根拠の妥当性</p> <p>ハ 成長性及び安定性</p> <p>6 適正な開示</p> <p>イ 投資法人及び投資信託委託業者の法定開示制度及び適時開示制度への適応力</p> <p>ロ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</p> <p>ハ 調達する資金の用途の適切な開示</p> <p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</p> <p>第 6 条 規則第14条第2項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券及び優先出資証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 適格性</p> <p>反社会的勢力との関係の有無</p> <p>2 財政状態及び経営成績</p> <p>イ 財政状態の健全性及び資金繰り状況</p> <p>ロ 財政状態及び経営成績の変動理由分析</p> <p>ハ 公表された利益計画の達成状況</p> <p>3 業績の見通し</p> <p>イ 利益計画の策定根拠の妥当性</p> <p>ロ 利益計画の進捗状況</p> <p>ハ 剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方</p> <p>4 調達する資金の用途(売出しの場合は当該売出しの目的をいう。以下この号に</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>おいて同じ。)</p> <p><u>イ 調達する資金の用途の妥当性（事業計画との整合等を踏まえた妥当性をいう。）</u></p> <p><u>ロ 調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p><u>ハ 過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p><u>5 株価等の動向</u></p> <p><u>イ 株価の推移</u></p> <p><u>ロ 売買高の推移</u></p> <p><u>ハ 株券等の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</u></p> <p><u>6 企業内容等の適切な開示</u></p> <p><u>イ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p><u>ロ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p><u>2 規則第14条第2項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>1 適格性</u></p> <p><u>反社会的勢力との関係の有無</u></p> <p><u>2 組入予定物件の投資方針との適合状況</u></p> <p><u>イ 投資方針</u></p> <p><u>ロ 組入物件の内容(関係法令への適応、物件に係る契約及びエンジニアリングレポートの内容等)</u></p> <p><u>ハ 取得価格及び取得の経緯</u></p> <p><u>3 投資法人及び物件の収益見通し</u></p> <p><u>イ 財政状態及び経営成績</u></p> <p><u>ロ 利益計画の策定根拠の妥当性</u></p> <p><u>ハ 成長性及び安定性</u></p> <p><u>ニ 公表された利益計画の達成状況</u></p> <p><u>4 適正な開示及び調達する資金の用途</u></p> <p><u>イ ファンドの状況、物件情報、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p><u>ロ 調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p><u>ハ 過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p><u>ニ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p><u>5 価格等の動向</u></p> <p><u>イ 投資証券の価格の推移</u></p> <p><u>ロ 投資証券の売買高の推移</u></p>	

新	旧
<p>八 <u>投資証券の流動性を踏まえた発行数量（売出しの場合は売出数量）の妥当性</u></p> <p>（社債券の引受審査項目の細目）</p> <p>第 7 条 <u>規則第15条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>財政状態及びキャッシュフロー</u></p> <p>イ <u>財政状態の健全性及びキャッシュフローの見通し</u></p> <p>ロ <u>財政状態及び経営成績並びにキャッシュフローの変動理由分析</u></p> <p>2 <u>調達する資金の用途</u></p> <p>イ <u>調達する資金の用途の妥当性</u></p> <p>ロ <u>調達する資金の用途の適切な開示</u></p> <p>ハ <u>過去に調達した資金の充当状況</u></p> <p>3 <u>企業内容等の適切な開示</u></p> <p>イ <u>事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性</u></p> <p>ロ <u>直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u></p> <p style="text-align: center;">（削 る）</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（過去に発行された株券等の状況）</p> <p>第 2 条 <u>規則第 4 条第 2 項に規定する一定期間の株価は、当該株券の募集に係る発行決議日の 2 週間前の日を基準とした一定の期間の株価（原則として、当該 2 週間前の日の 2 か月前の日から始まる 1 か月間の終値の平均値段）をいうものとする。</u></p> <p>2 <u>規則第 4 条第 3 項の規定により新株予約権証券について同条第 1 項を準用する場合の同条第 2 項に規定する一定期間の株価は、当該新株予約権証券の募集に係る発行決議日の 2 週間前の日を基準とした一定の期間の株価（原則として、当該 2 週間前の日の 2 か月前の日から始まる 1 か月間の終値の平均値段）をいうものとする。</u></p> <p>3 <u>規則第 4 条第 4 項の規定により優先出資証券について同条第 1 項を準用する場合の同条第 2 項に規定する一定期間の優先出資価格は、当該優先出資証券の募集に係る発行決議日の 2 週間前の日を基準とした一定の期間の優先出資価格（原則とし</u></p>

新	旧
	<p>て、当該2週間前の日の2か月前の日から始まる1か月間の終値の平均値段)をいうものとする。</p> <p><u>4 規則第4条第5項の規定により不動産投資信託証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する一定期間の不動産投資信託証券の価格は、当該不動産投資信託証券の募集に係る発行決議日の2週間前の日を基準とした一定の期間の不動産投資信託証券の価格(原則として、当該2週間前の日の2か月前の日から始まる1か月間の終値の平均値段)をいうものとする。</u></p> <p><u>5 規則第4条第2項に規定する前回の株券の募集は、株主割当増資における失権株公募、払込金額の総額が1億円に満たない株券の募集及び株券の新規公開に係るブックビルディング又は入札により公募価格が決定された株券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>6 規則第4条第3項の規定により新株予約権証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する前回の新株予約権証券の募集は、行使により発行される株券の払込金額の総額が1億円に満たない新株予約権証券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>7 規則第4条第4項の規定により優先出資証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する前回の優先出資証券の募集は、払込金額の総額が1億円に満たない優先出資証券の募集及び優先出資証券の新規公開に係るブックビルディング又は入札により公募価格が決定された優先出資証券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>8 規則第4条第5項の規定により不動産投資信託証券について同条第1項を準用する場合の同条第2項に規定する前回の不動産投資信託証券の募集は、払込金額の総額が1億円に満たない不動産投資信託証券の募集及び不動産投資信託証券の新規公開に係るブックビルディング又は入札により公募価格が決定された不動産投資信託証券の募集を含まないものとする。</u></p> <p><u>9 規則第4条第6項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者</u></p>

新	旧
<p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 8 条 <u>規則第17条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</u></p> <p>2 <u>規則第17条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請するものとし、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</u></p>	<p>発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、本協会が別に定める会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。</p> <p>10 <u>規則第 4 条第 6 項第 3 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。)の募集の実施後、既に発行された新株予約権及び新株予約権付社債並びに新たに発行される新株予約権及び新株予約権付社債が全額行使された場合に発行されることとなる株式数(以下第 4 条第 3 号において「潜在株式数」という。)を当該新株予約権及び新株予約権付社債発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</u></p> <p>(資金使途の内容の公表)</p> <p>第 3 条 (新 設)</p> <p>1 <u>規則第 5 条第 4 項に規定する調達資金の使途状況に変更が認められた場合は、その都度公表を行うよう要請するとともに、調達資金の充当状況について、決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、前回の株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。</u></p>

新	旧
<p>3 前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の用途の変更及び規則第17条第2項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 9 条 規則第19条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第11条第3号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(ブックビルディングの手続き)</p> <p>第 10 条 規則第21条第2項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 仮条件の決定 引受会員は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、発行者又は<u>売出人</u>と協議のうち仮条件を決定する。</p> <p>イ～ハ (現行どおり) 2～3 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>	<p>(ブックビルディングの手続き)</p> <p>第 3 条の2 規則第7条の2に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 仮条件の決定 会員は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、発行者又は<u>売出し</u>に係る株券等の所有者と協議のうち仮条件を決定する。</p> <p>イ～ハ (省 略) 2～3 (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(配分の公平化)</p> <p>第 11 条 規則第24条第5項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 協会員は、規則第24条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。</p> <p>2 規則第24条第3項第1号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配</p>	<p>(配分の公平化)</p> <p>第 4 条 規則第9条第5項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 協会員は、規則第9条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。</p> <p>2 規則第9条第3項第1号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配</p>

新	旧
<p>株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。</p> <p>3 規則第24条第3項第1号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。</p> <p>4 規則第24条第3項第1号及び第5号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、本邦以外において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第24条第3項第4号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。)に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。)を含むものとする。</p> <p>6 規則第24条第4項第5号に規定する「特別目的会社」及び同項第6号に規定する「特定目的信託」には、本邦以外においてこれに相当するものを含むものとする。</p>	<p>株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。</p> <p>3 規則第9条第3項第1号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。</p> <p>4 規則第9条第3項第1号及び第4号に規定する「連結関係又は持分法適用関係」には、本邦以外において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第9条第3項第3号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。)に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。)を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>(引受けの報告) 第12条 規則第26条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協</p>	<p>(引受けの報告) 第5条 規則第10条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協</p>

新	旧
<p>会に提出することにより行うものとする。 2 (現行どおり)</p> <p>(海外発行についての準用) 第 13 条 規則第28条第3項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第20条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第17条第1項及び第2項を対象とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2条から第7条までの規定は、同日以後に開始する引受審査から適用する。</p>	<p>会に提出することにより行うものとする。 2 (省 略)</p> <p>(海外発行についての準用) 第 6 条 規則第13条第2項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第7条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第5条第1項のみを対象とする。</p>

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議
 (自主規制会議決議)の一部改正について

平成 19 年 5 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>この理事会決議は、協会員による株券等 <u>(「有価証券の引受け等に関する規則」(公正 慣習規則第 14 号) 第 2 条第 1 号に規定する 株券等をいう。以下同じ。)</u>の募集若しくは 売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱 い又は売出し(以下「募集等の引受け等」と いう。)を行うに当たって、株券等を広い範 囲の投資者へ円滑に消化することを図りつ つ、顧客への公平な配分を実現することを目 的とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行 する。</p>	<p>この理事会決議は、協会員による株券、新 <u>株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出 資証券(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号) 第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券 をいう。)</u>及び不動産投資信託証券(証券取 引法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託 <u>の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投 資証券であって、投資者の資金を主として不 動産関連資産に対する投資として運用する ことを目的とするものをいう。)</u>(以下「株券 等」という。)の募集若しくは売出しの引受 け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し (以下「募集等の引受け等」という。)を行 うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ 円滑に消化することを図りつつ、顧客への公 平な配分を実現することを目的とする。</p>

**会員における引受審査のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)等
の一部改正に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について**

平成 19 年 5 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、会員における引受審査のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)等の一部改正について、平成19年4月13日から5月11日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見(69件7社1個人)及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	条文	意 見	考 え 方
1	規則 第1条	<p>第1条の「引受け」の主語は「会員」で、対象有価証券は株券等及び社債券となっているが、「取扱い」の主語は「協会員」で、対象有価証券は株券等のみとなっている。</p> <p>この「取扱い」は、証券取引法第2条第8項第6号に規定されている「取扱い」を意味するものであり、14号規則の中で対象となっているのは、配分の公平化に係る第24条第1項及び第2項のみであるとの理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
2	規則 第2条	<p>第2条1号イからニでは、非居住者が発行する株券等について対象となることが規定され、それ以外には非居住者について特段の規定はないが、ワーキング・グループ最終報告別紙1-2の5ページにある、「非居住者による国内発行、国内証券取引所への上場の場合も、国内の発行者と同様に審査を行うこととし、その場合においては、非居住者という個別事情が大きく</p>	<p>引受会員は、非居住者が国内で発行する株券等及び社債券の引受けを行う場合においても、国内の発行者と同様に本規則第13条から第16条までに規定する各引受審査項目について引受審査を行うことが必要です。</p> <p>その上で、非居住者という個別事情が大きく異なる特殊性に鑑み、各引受審査項目の中身について、発行者の状況に応じて</p>

項番	条文	意見	考え方
		異なる特殊性に鑑み、審査項目の取扱いについては、各発行者に応じて適切なものとする。」との記載に基づいて運用することに問題がないことを確認したい。	適切な深度で審査が行われることについては特段の問題はありません。
3	規則 第2条	<p>第2条第3号の引受業務の定義のうち、「発行者に対する募集又は売出しの準備に係る指導並びに新規公開の準備に係る指導」については、一般的に、引受審査部門においても引受審査業務の一環として発行者に対する指導が行われており、引受業務と引受審査業務の区別を明確化する観点から、該当箇所を削除してはどうか。</p> <p>また、引受業務の定義に、「引受けの条件の検討」「引受けの実行判断」を加えてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、規定の修正を行います。</p> <p>ただし、引受業務の定義に、「引受けの実行判断」を加えることとすると、本規則第6条第1項第1号において、「引受審査業務を遂行する担当者は、引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。」とされているため、引受けの実行判断に引受審査業務を遂行する者が関与できないこととなります。</p> <p>今回の規則改正においては、同条において引受審査部門の独立性を高めるとともに、原則として引受審査部門において第13条から第16条までに規定する引受審査項目について厳正な引受審査を行うこととしており、必ずしも引受けの実行判断に引受審査業務を遂行する者が関与できないこととはすべきではないと考えられますので、「引受けの実行判断」については引受業務の定義に加えないこととします。</p>
4	規則 第5条	「払込日までの企業動向についての的確な情報の把握に努める」とあるが、この場合の的確な情報はコンフォートレターにおいて確認される(打切り日までの)売上高・当期純利益・純資産と同様の考え方でよいか。	払込日までの間に報道等から得られる情報等も踏まえ、コンフォートレターにおいて確認される(打切り日までの)売上高・当期純利益・純資産よりも幅広く、企業動向全般についての的確な情報の把握に努める必要があると考えます。
5	規則	第5条の払込日までの企業動向の把握について、引受会員が	引受けを行う会員が、それぞれの引受責任を適切に果たすた

項番	条文	意見	考え方
	第5条	<p>主語となっているが、本件は主幹事会員が代表して行うのが現行実務となっている。</p> <p>主語を主幹事会員とするか、「主幹事会員は引受会員を代表して」とすべきである。</p>	<p>め、各引受会員が必要な範囲で企業動向についての的確な情報の把握に努める必要があると考えます。</p>
6	規則 第6条	<p>第6条では、引受審査業務を遂行する者は引受業務に携わらないこととされており、第13条1項2号二等に規定されている不動産投資信託証券の組入予定物件の審査についても当然に適用されるものと理解している。</p> <p>しかし、不動産投資信託証券の組入予定物件の審査は、不動産鑑定等のスキルを必要とする専門性の高いものであることから当該スキルを有する人員は限られており、専ら引受業務を遂行する部署にそういった人員が集中している証券会社が多いのではないかと思料する。</p> <p>第6条第1項に従い、引受審査部門を組織的に独立させている証券会社においては、上記審査に関し、次のどの考え方が適切なのかご教示いただきたい。</p> <p>(1) 引受審査部門で審査を行わなければならない。</p> <p>(2) 引受業務部門で審査を行ったとしても、当該審査を行う者が引受業務に携わっていなければ問題ない。</p> <p>(3) 引受業務部門で審査を行ったとしても、引受判断が6条2項2号に準じた会議体の議決により行われるならば問題ない。</p>	<p>今回の規則改正では、引受けを行うに当たっての社内における適切なチェック・アンド・バランスの仕組みを実現するため、本規則第9条において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について「引受審査」を行わなければならないこととしており、当該「引受審査」は、第6条において、原則として独立した引受審査部門で行うこととしています。</p> <p>一方で、引受会員が、発行者等から引受審査に必要な資料及び情報を収集してくる行為自体は、規則第2条第4号に規定する引受審査業務の定義の範囲外ですので、例えば、引受審査部門以外の部門において資料及び情報を収集を行い、当該部門が行った具体的な調査・確認結果を基に、引受審査部門においては審査を行うといったことも可能であり、左記のような案件については、各引受会員において業務上の創意工夫が図られることが望まれます。</p>

項番	条文	意見	考え方
		(4)引受業務部門で審査を行ったとしても、その内容について引受審査部門がチェックする体制が構築されていれば問題ない。	
7	規則第6条	引受審査ワーキングにおいては、第6条第1項が専任の引受審査部門を設けている、いわゆる国内証券会社の、第2項が専任の引受審査部門を設けていない、いわゆる外資系証券会社の体制を想定し、必要な体制の構築を規定した条項であるとの認識であったと思料するが、そのような予備知識なく第6条を見ると、案件によっても異なる(例えば引受審査部は独立設置されているが、引受審査部が関与していない案件がある場合は第2項が適用)とも読める。いずれの読み方が正しいのか。	本規定は、あくまで引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保し、引受審査部門における独立した審査意見の形成を行うための組織体制の構築について規定しているものであり、案件によって異なるものではありません。
8	規則第6条	<p>現行の規則第6条第1項の規定は、引受審査部門を設置していない証券会社にあつては当該規定の適用を受けないようにも読めることから、引受審査部門を設置することを明記してはどうか。</p> <p>また、現行の規則第6条第1項第1号の規定は、引受推進業務及び引受業務を遂行する担当者は、発行者から収集した資料及び情報その他必要に応じて収集した資料及び情報を基に、引受けを行う会員が果たすべき責任を全うするための審査を行ってはならないように読めるが、一般的に、引受部門等においても、証券取引法第21条において求められている「相当な注意」を用いて当該審査を行っており、引受業務等を遂行する担当者</p>	<p>御意見を踏まえ、引受審査部門を設置する旨、規定の修正を行います。</p> <p>なお、本規則は、引受審査部門の独立性を阻害しない限りにおいては、引受部門等が行う御意見のような審査を禁止するものではありません。</p>

項番	条文	意見	考え方
		<p>が当該審査を行うことが可能であることを明確化してはどうか。</p>	
9	規則 第6条	<p>上場を予定している企業に対して、社内管理体制や内部統制等に関するチェックを、上場準備期間中に行うことは、引受審査部門の業務の一つであると考えて良いか。</p> <p>上場予定企業の社内管理体制等が、十分整備されているかをチェックすることは、大変重要なことであり、引受審査部門も事前審査として早い時期から関わるのが、大事なことでありと考えている。</p>	<p>本規則第13条に規定する新規公開時の引受審査項目において、「コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況」を規定していますので、内部管理体制（売上債権管理、予算管理、労務管理及びシステム管理等についての組織及び社内規則の体制をいう。）の運用状況や牽制機能についても本規則上引受審査を行う必要があります。また、この引受審査部門での審査に加え、引受部門などがコンサルティングを実施することも、上場予定企業の内部管理体制の充実にとって望ましいものと考えられます。</p> <p>なお、本規則第13条から第15条までに規定する各引受審査項目には、「その他会員が必要と認める事項」を規定していますので、たとえ当該条文において具体的に規定されている引受審査項目以外であっても、各引受会員の判断と責任において十分な引受審査が行われることは望ましいものと考えられます。</p>
10	規則 第6条	<p>第6条第2項第3号において、法務コンプライアンス部門は、引受判断において、そのプロセスの適正性のみならず、発行体の信用力評価も行うということか。</p>	<p>本規定は、あくまで引受判断に用いた資料及び情報について、法務コンプライアンス部門においてそれが十分なものであったか否かについて分析及び評価を行うとともに、当該引受判断の形成過程についても適正性を確認することを求めています。</p> <p>そうした趣旨が明確になるよう、御意見を踏まえ、規定の修正を行います。</p>

項番	条文	意見	考え方
11	規則 第7条	<p>第7条第3項では、引受審査において収集した資料及び情報並びにその分析、評価にかかる記録や、引受判断の基となった資料及び情報並びに引受判断の形成過程に係る記録を10年間保存することを求めているが、金融商品取引業等に関する内閣府令(案)第164条、第169条で求めている法定書類の保存期間と同水準であり、苛重ではないか。</p> <p>訴訟対応として記録を残していくことは各会員の経営判断事項であり、適正な引受審査や引受判断が行われたことを検査、監査する期間としては5年間程度で十分ではないか。</p>	御意見を踏まえ、規定の修正を行います。
12	規則 第7条	<p>他の引受会員は、第10条により主幹事会員の協力のもと、引受審査を実施することになるが、このような場合であっても、第13条、第14条、第15条に定める引受審査項目(細則第5条、第6条、第7条に定める細目を含む。)の全てについて、第7条第3項第1号に定める記録の作成及び保存が求められているのか。他の引受会員と主幹事会員との間での審査期間及び入手できる引受審査資料の相違を踏まえ、引受審査調書等に残される記録に項目の差異が生じることは想定されているのか(他の引受会員の引受審査は、主幹事会員に対して、まず、引受審査項目に係る個別の質疑を実施し、加えて個別の質疑の対象にならなかった項目について包括的な質疑を実施することが想定されるが、そのような場合であっても引受審査項目に係る網羅的な記録が要求されているのか。)</p>	他の引受会員においても、各引受審査項目について記録を作成・保存する必要がありますが、本規定は、各引受会員が行っている引受審査の内容に応じた記録の作成及び保存を求めるものであり、引受審査に用いた資料・情報及び当該資料・情報に対する分析・評価の内容に応じて残すべき記録も異なってくるものと考えられます。

項番	条文	意見	考え方
13	規則 第8条	「定期的に」とは目安としてどの程度の期間を想定すればよいか。	各引受会員における引受けの実務の状況に応じて、各引受会員の判断と責任において、適切な期間ごとに検査又は監査を実施する必要があります。
14	規則 第9条	第9条第4項では、「必要に応じて監査人から聴取を行うもの」とされているが、昨今の事例では、監査人が引受審査に資する回答を行わない場合も多々あるようである。よって、「必要に応じて・・・」の具体的意味はどの程度のレベルを想定しているのか。 逆に、あえて「必要に応じて」と書かれているということは、疑義の確度の低い銘柄の際には「不要」との判断で良いのか。	基本的には、主幹事会員の判断と責任において判断されるべき事項であると考えます。 なお、主幹事会員において、発行者の財務情報の内容が適切であるかどうかの疑義が低いと判断した銘柄について、監査人から聴取が不要であったか否かについては、個々の具体的な事例に即して判断されるものと考えられます。
15	規則 第9条	第9条第5項では、コンフォートレターの受領に関しては、「『監査人から事務幹事証券会社への書簡』要綱」の「書簡の記載内容」において、「適宜、一部省略又は追加することができる」とあり、実際の運用においても、例えば発行登録に基づく普通社債発行に係るコンフォートレター等では、「事後の変動に係る調査」を省略しているのが慣習となっている銘柄が複数ございます。今回の14号規則案では、「財務情報の正確性及び当該財務情報の事後の変動に係る調査」がコンフォートレターの目的となっておりますが、前述のように事後の変動に係る調査を省略したコンフォートレターを受領した場合、14号規則に抵触することとなるのでしょうか。 上記の場合以外においても、そもそもコンフォートレターに	本規定は、あくまで、記載事項、内容等が「監査法人から事務幹事証券会社への書簡」要綱（日本公認会計士協会、日本証券業協会）に準拠して作成されたコンフォートレターを受領することを義務付けていますが、同要綱では、「書簡の記載内容については、発行会社、監査人及び事務幹事証券会社の三者で合意することにより決定される。以下は、一般的な例示であり、適宜、一部省略又は追加することができる。」と規定されており、本規定上、コンフォートレターの内容については、各主幹事会員の判断と責任においてその範囲が適切に調整されることを想定しています。 その際、主幹事会員としては、証券取引法第21条に規定される損害賠償責任が適切に果たされるため、必要な事項が適切に

項番	条文	意見	考え方
		記載される項目がやむを得ず極端に少なくなった場合、その理由が合理的であれば、適正な引受審査を行ったものと理解してよろしいでしょうか。	コンフォートレターに盛り込まれるよう留意すべきと考えられます。
16	規則 第9条	<p>第9条第6項について、証券アナリストの調査結果を活用することは、審査手続きのひとつの選択肢であるが、そもそも企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視したファイナンスが実施されたことの抑制目的ではなかったのか。今回、規則第13条から第16条において引受審査項目を整理、規定し、第9条第1項においてその厳正な審査を求めたことにより、市場ニーズを無視した引受けは十分に抑えられるのではないか。</p> <p>また、アナリストの独立性について厳格なルールが定められたことにより、ファイナンス計画とアナリストレポートとの連動性はなくなっており、また、アナリストに協力を求めることもできなくなっているため、該当項を発展的に削除してはどうか。</p>	<p>御意見のとおり、本規定は、過去に企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視したファイナンスが実施されたことの抑制目的として導入されたという経緯があります。</p> <p>今回の規則改正の趣旨を踏まえ、各主幹事会員において引受けを行うに当たっての社内の適切なチェック・アンド・バランスの仕組みが実現すれば、企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視した引受けは、十分に抑えられていくものと考えられますので、本規定のあり方については、今後の状況を踏まえつつ検討を行うこととしたいと思います。</p>
17	規則 第9条	第9条6項について、証券アナリストの調査結果の活用を努める規定は、セルサイドのアナリストはインサイダー問題もあり活用できない。また、努めるという努力目標になっている規定は、分かり難いので削除して欲しい。	<p>本規定は、過去に企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視したファイナンスが実施されたことの抑制目的として導入されたという経緯があります。</p> <p>今回の規則改正の趣旨を踏まえ、各主幹事会員において引受けを行うに当たっての社内の適切なチェック・アンド・バランスの仕組みが実現すれば、企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視した引受けは、十分に抑えられていくものと考え</p>

項番	条文	意見	考え方
			られますので、本規定のあり方については、今後の状況を踏まえつつ検討を行うこととしたいと思います。
18	規則 第9条	第9条第6項の運用上、証券アナリストの調査について、株式等と社債では異なる人間（部門）が担当するのかどうか。社債の場合、当該調査は不要かどうか。	<p>社債の場合であっても、主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用に努める必要があると考えます。</p> <p>一方で、本規定は、過去に企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視したファイナンスが実施されたことの抑制目的として導入されたという経緯があります。</p> <p>今回の規則改正の趣旨を踏まえ、各主幹事会員において引受けを行うに当たっての社内の適切なチェック・アンド・バランスの仕組みが実現すれば、企業価値の増大につながらない市場ニーズを無視した引受けは、十分に抑えられていくものと考えられますので、本規定のあり方については、今後の状況を踏まえつつ検討を行うこととしたいと思います。</p>
19	規則 第11条	<p>第11条の主幹事会員の交代等があった場合の対応の規定は、新規公開申請会社を対象とする規定であると理解しているが、既公開会社にも適用されるようにも読める。</p> <p>この規定にある発行者とは、新規公開申請会社であることを確認したい。</p>	本規定は、上場発行者による募集又は売出しに係る引受審査を除外する正当な理由はなく、当該引受審査も対象となると考えられます。
20	規則 第12条	第12条では、発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合の検証を規定しているが、この重要な事実とは、具体的に何を指すのか明示いただきたい。	少なくとも、重大な資本政策の変更等、投資者の投資判断に影響を及ぼすような事実が考えられます。

項番	条文	意見	考え方
21	規則 第 12 条	<p>主幹事会員が第12条を遵守し、迅速な対応あるいは失念を防止するための体制として、発行者の新規上場後の適時開示及び法定開示された情報の全てについて、その中に重要な事実が含まれていないかチェックする作業が毎日必要であるとも考えられる。</p> <p>さらに、発行者に対しても、引受契約で主幹事会員への報告義務を規定すること等が実務的に考えられることから期間及びその内容によっては過大な負担を与えることも考えられる。</p> <p>まず、主幹事会員は、上記のような積極的な情報収集努力を必要とするのか確認したい。</p> <p>次に、チェック期間であるが、上記の作業量等を勘案すれば、新規公開直後とは上場後 1 ヶ月程度とするのが現実的であると考える</p> <p>しかし、1 ヶ月程度では短すぎるというのであれば、「新規公開直後とは上場後最初の四半期決算発表日までの期間とし、当該発表日までの期間が上場日より 1 ヶ月に満たない場合には上場後 1 ヶ月経過する日までとする」ということで、どうか。</p>	<p>主幹事会員は、発行会社との間の引受契約が終了していることもあり、基本的には上場後に発生する事実を事前に入手する立場にはないものの、有価証券届出書の作成に関与した立場から、一定の積極的な情報収集のための努力が必要になるものと考えられます。</p> <p>なお、チェックを行うべき期間については、各主幹事会員の判断と責任において、状況に応じて柔軟に対応されるべきものと考えます。</p>
22	規則 第 14 条	<p>< 意見 ></p> <p>上場発行者による公募増資等における引受審査項目（本則第 14 条及び細則第 6 条）に「反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み」を追加するべきである。</p> <p>< 理由 ></p>	<p>御意見を踏まえ、規定の修正を行います。</p> <p>なお、上場発行者による公募増資等の引受審査においては、新規公開時のように、発行者が上場会社として相応しい種々の体制（仕組み）を構築するよう、ある程度の時間をかけて指導・是正を行っていく状況とは異なり、既に市場において</p>

項番	条文	意見	考え方
		<p>「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」第二次報告(平成18年10月26日付け公表)において、「反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み」については、POに係る引受審査では、発行者(既上場会社)は日々大勢の株主・投資家によってチェック・評価を受けていることを踏まえ、また、発行者の機動的な発行ニーズに応えるよう限られた期間で引受審査を行っていることを考慮して検討を行った。その結果、POに係る引受審査項目としては規定しないが、各社が対応し得る範囲において責任をもって確認を行うべきとの結論に至った。」とされていることを踏まえ、POの引受審査項目に「反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み」が入っていないと史料されるところ、新規上場会社に限らず、既上場会社においても反社会的勢力と関係が存在する可能性はあり、その関係について、株主・投資家が適切なチェック・評価を行っていると言えるのか疑問がある。また、株主・投資家のチェック・評価に加えて、協会員による審査を行うとしても支障があるとは思えない。むしろ、反社会的勢力が証券市場を資金源にすることを防止すべきという社会的要請を踏まえると、協会員において、新規上場時に限らず、POの引受時についても、反社会的勢力を排除するような審査を行うことが求められるものと思料される。</p> <p>したがって、POの引受時の審査項目に追加するべきである。</p>	<p>有価証券の取引がなされ、多くのステークホルダーを抱え責任の重い経営を行っている発行者を対象に、その発行者の発行する有価証券をその時点で引受けるか否か、という判断を行っていくこととなります。</p> <p>そのため、上場発行者による公募増資等の引受審査においては、当該発行者の反社会的勢力との関係の有無を確認し、疑念がある場合には引受けない、つまり反社会的勢力への新たな資金供給を防ぐことが市場から求められる責務と考えられますので、「反社会的勢力との関係の有無」を引受審査項目の細目として追加することとします。</p>

項番	条文	意見	考え方
23	規則 第13条 第14条	<p>第13条、第14条（細則5条、同6条を含む。）の引受審査項目のうち、次の審査項目については、引受審査部門以外の部門（引受業務部門等）で従来から行われていることから、社内規則に規定することにより、引受審査部門以外でも可能とすべきである。</p> <p>（1）不動産投資信託証券の組入予定物件の審査 （2）剰余金の配当の状況及び剰余金の配当に関する考え方 （3）株価（価格）等の動向</p>	<p>今回の規則改正では、引受けを行うに当たっての社内における適切なチェック・アンド・バランスの仕組みを実現するため、本規則第9条において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について「引受審査」を行わなければならないこととしており、当該「引受審査」は、第6条において、原則として独立した引受審査部門で行うこととしています。</p> <p>一方で、引受会員が、発行者等から引受審査に必要な資料及び情報を収集してくる行為自体は、規則第2条第4号に規定する引受審査業務の定義の範囲外ですので、例えば、引受審査部門以外の部門において資料及び情報の収集を行い、引受部門が行った具体的な調査・確認結果を基に、引受審査部門においては審査を行うといったことも可能であり、左記のような案件については、各引受会員において業務上の創意工夫が図られることが望まれます。</p> <p>なお、現行の規則第6条第1項第1号の規定は、引受推進業務及び引受業務を遂行する担当者は、発行者等から収集した資料及び情報を基に、引受けを行う会員が果たすべき責任を全うするための調査・確認を行ってはならないようにも読めますが、引受業務等を遂行する担当者が引受審査業務に含まれる調査・確認を行うことも可能である旨、規定の修正を行います。</p>
24	規則 第14条	<p>第14条第1項第1号二の「株価等の動向」は、引受会員の審査項目となっているが、第19条で発行者に対する株価推移等の</p>	<p>今回の規則改正の趣旨を踏まえると、他の引受会員においても、それぞれの引受責任を果たすため、適切な範囲・深度での</p>

項番	条文	意見	考え方
		公表の要請を主幹事会員に義務付けていること及び従来の実務から、株価等の動向は主幹事会員が主として引受審査すべき項目であると考えられる。 もちろん他の引受会員としても株価等の動向は見ないわけではないが、簡易なチェックで問題ないと思えるが、どうか。	引受審査が行われる必要があります。
25	規則 第15条	第15条は、私募による社債であっても、証券会社が引受を行う場合、当該審査対象となるか。	本規則は私募を対象としていませんので、私募に係る引受けは規定の対象外となります。 なお、その場合であっても、引受けを行う会員にあっては、本規則の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれると考えます。
26	規則 第15条	社債券の発行登録の審査については、発行登録時の審査に加え発行登録後の継続審査を行うのが通常であるが、発行登録時審査及び継続審査を行っていない引受会員に対しシンジケート団への参加招請も一般的に行われている。 また、有価証券届出書が提出されるケースの場合でも、シンジケート団への参加招請は値決め日の数日前に行われているのが現行の一般的な実務慣行となっている。 これらの場合、引受審査部門による通常の審査は時間的に考えられず、引受業務部門で即断しなければならない状況にあるといえるが、14号規則の趣旨を尊重し引受会員各社で設定した一定の条件（例えば、格付基準等）に照らして引受業務部門で適切に判断する方法でも問題ないと思えるが、どうか。	今回の規則改正では、引受けを行うに当たっての社内における適切なチェック・アンド・バランスの仕組みを実現するため、本規則第9条において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について「引受審査」を行わなければならないこととしており、当該「引受審査」は、第6条において、原則として独立した引受審査部門で行うこととしています。 一方で、規則第15条第2項では、社債券の発行登録により、発行者による機動的な資金調達が行われる場合であって、かつ、最低投資金額が1億円以上、あるいは、保有者が50人以上に拡散しないとといった、私募に近い状況に限り、独立した引受審査部門で行う引受審査を絶対的な条件とはせず、会員として必要と認められる項目の審査を求めています。
27	規則	第15条第2項の主語である「他の引受会員」は、主幹事会員	そのような理解で結構です。

項番	条文	意見	考え方
	第 15 条	以外を指すのか。	
28	規則 第 15 条	第 15 条第 2 項では、社債管理会社が設置されない場合に、「自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査」を行うこととしているが、ここで審査の対象として具体的に想定している項目、求められる審査の水準をどう考えるのか。	規則第 15 条第 2 項では、社債券の発行登録により、発行者による機動的な資金調達が行われる場合であって、かつ、最低投資金額が 1 億円以上、あるいは、保有者が 50 人以上に拡散しないといった、私募に近い状況に限り、引受けを行う会員として必要と認められる項目の審査を求めています。 なお、具体的に審査を行う項目及び当該項目に対する審査の水準については、各引受会員の責任において判断されるべきものと考えます。
29	規則 第 15 条	第 15 条第 2 項は、継続開示審査を指すのか。あるいは発行時に継続開示審査を定期的に行っているため、「前項の規定にかかわらず」となっているのか、それは審査自体が軽減されるという意味なのか。 発行登録によらない（通常の届出による）F A 債は対象とはならないのか。	規則第 15 条第 2 項では、社債券の発行登録により、発行者による機動的な資金調達が行われる場合であって、かつ、最低投資金額が 1 億円以上、あるいは、保有者が 50 人以上に拡散しないといった、私募に近い状況に限り、引受けを行う会員として必要と認められる項目の審査を求めていますので、本規定は発行登録によらない社債券を対象としておらず、また、継続開示書類の審査に限っているわけではありません。 具体的に審査を行う項目及び当該項目に対する審査の水準については、各引受会員の責任において判断されるべきものであり、必ずしも審査内容を軽減してよいという趣旨ではありません。
30	規則 第 16 条	第 16 条の「第 13 条から第 15 条までに定めのない有価証券の引受」には、当該規定の対象外となっている有価証券及び私募の	本規則は私募を対象としていませんので、私募に係る引受けは本規則の対象外となります。

項番	条文	意見	考え方
		<p>引受けが含まれる、一方、証券取引法2条8項6号に規定されている募集、売出し、私募の取扱いは含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>なお、その場合であっても、引受けを行う会員にあっては、本規則の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれると考えます。</p> <p>また、証券取引法第2条第8項第6号に規定されている募集又は売出しの取扱いについても、本規定の適用はありません。</p>
31	規則第16条	<p>株券のPOWL（Public Offering Without Listingの略。本邦の証券取引所に上場していない外国会社が発行する株券を募集、売出しにより広く本邦の投資者に販売することをいう。）は、ほとんどの場合、証券取引法2条8項4号の有価証券の引受けに該当していない。引受に該当しない場合は、第16条の規定にも該当しないことになるという理解でよいか。</p> <p>しかし、14号規則の対象外であったとしても広く本邦の投資者に販売することから、やはり14号規則の趣旨を尊重し、必要かつ可能な引受審査項目について審査する必要があると思うが、どうか。</p>	<p>会員が国内で引受けを行わない場合には、本規定の適用はありません。</p> <p>なお、国内の取引所有価証券市場に上場されていない外国株券等の国内公募の募集又は売出しの取扱いを行うに当たっては、「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）第35条に基づき、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の有価証券市場における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点に対して十分な注意を払う必要があります。</p>
32	規則第16条	<p>本条項の趣旨は、「投資法人債、受益証券である不動産投資信託証券、グリーンシート銘柄等、現在は引受実績が少ない、又は存在しない証券についての包括条項」と解されるが、一方で規則第2条第1号ホにおいて、「不動産投資信託証券」には<u>受益証券</u>は含まれると定義されているため、規則第14条第1項第3号の「不動産投資信託証券」に受益証券が含まれるようにも読めてしまう。規則第2条の定義規定を見直すか、規則第14条の「不動産投資信託証券」は投資証券に限る旨を規定するべきで</p>	<p>既に今回の規則改正案第13条第1項柱書において、規則第14条の「不動産投資信託証券」は投資証券に限る旨が規定されています。</p>

項番	条文	意見	考え方
		はないか。	
33	規則 第 17 条	第 17 条第 2 項第 1 号における、「M & A の実施に伴う将来の事業構想」で「M & A を予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示」とは、どの程度まで具体的に記載する必要があるのでしょうか。公表可能な段階ではない場合においては分野さえも記載できない可能性がありますので、例えば「月 日現在の、売上高規模〇〇億円程度の上場会社の株式を過半数取得し、連結子会社化する予定である」等の記載が可能でしょうか。	M & A に係る開示については、具体的な内容まで開示した場合に、買収予定先企業が推測・特定されてしまうことによる市場への影響等も想定されますので、主幹事会員の判断と責任において、あくまで可能な範囲において具体的に表示されるべきであると考えます。 なお、具体的な記載内容の可否については、個別案件に応じた判断されるべきものであると考えます。
34	規則 第 17 条	第 17 条第 2 項第 2 号における、資金充当の期限及び M & A に資金が充当されなかった場合の代替用途に関し、M & A が成就する可能性が非常に高く、当該 M & A 以外に資金用途が存在しない場合、「該当事項なし」と記載しても差し支えないでしょうか。	M & A については、設備投資等との比較においてやはり不確実性が高いと考えられることから、予定どおり M & A が実施されなかった場合の代替的な資金用途についても、合理的な用途が想定される必要があると考えます。
35	規則 第 17 条	第 17 条第 2 項における、資金充当の期限及び M & A に資金が充当されなかった場合の代替用途について、IT 関連企業等の新興企業で本業で特に資金需要がなく、M & A のみしか資金需要がない場合（代替用途が書けない場合）には公募増資が出来るのか。 そのような企業に対しても資金調達の機会を設けるべきとも考えられるのではないかと。 代替用途は M & A 資金と同等金額用意する必要があるのか。	M & A については、設備投資等との比較においてやはり不確実性が高いと考えられることから、予定どおり M & A が実施されなかった場合の代替的な資金用途についても、合理的な用途が想定される必要があると考えます。 また、こうした趣旨を踏まえると、代替的な資金用途については、基本的には M & A 資金と同等金額を想定されるべきであると考えられますが、本件は個別案件の状況に応じて判断されるべきものであると考えられます。

項番	条文	意見	考え方
36	規則 第 17 条	第 17 条第 4 項において、前回のエクイティファイナンスの資金使途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でない場合、次回のエクイティファイナンスについては「相当の期間」を置く旨が定められていますが（従前も同様の記載があり、今回の変更事項ではありませんが）、「相当の期間」とはどの程度の期間を指すものでしょうか。	本件は、個別案件の状況に応じて、主幹事会員において適切に判断されるべきものであると考えられます。
37	規則 第 17 条 第 19 条	エクイティファイナンスに係る「発表資料」（記者発表文）の記載モデルについて、例えば取引所と連携する等により公表を行う予定はございませんでしょうか。	現在のところ特に予定はありません。
38	規則 第 19 条	第 19 条の株価推移等の公表について、過去とはどの程度の期間をカバーすればよいか。従来どおり 3 年間でよいか。	実務慣行として、過去 3 決算期間及び直前の株価推移等について公表がなされている現状については、一般的に妥当であると考えられますが、本件は、個別案件の状況に応じて、主幹事会員において適切に判断されるべきものであると考えられます。
39	規則 第 19 条	第 19 条第 1 項第 2 号及び細則第 9 条の規定に関して、決算発表後、有価証券報告書提出前においては、「1 株当たり指標の希薄化情報」は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額の計算方法と同様の方法で計算すると認識しているが、その点を明らかにして頂きたい。	そのような理解で結構です。
40	規則 第 21 条	この条文は、公募増資実施時において従来から有価証券届出書に引用され、会社法の公告の代替とされてきた条文です。改	本規定は、本年 7 月 1 日に予定している施行日以降に募集・売出しに係る取締役会決議が行われる案件から適用されると考

項番	条文	意見	考え方
		<p>正後の14号規則が本年7月1日から施行されたとして、同日以降に決議、有価証券届出書が提出される公募増資から適用されると考えてよろしいでしょうか。また、6月30日以前の決議でもブックビルディングが7月1日以降に実施される場合は、旧規則に則ると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>以上の点について、経過措置での明文化を要望致します。</p>	<p>えて差し支えありません。</p>
41	規則第22条	<p>親引けを実施する場合、オーバーアロットメントの数量計算のベースとなる募集又は売出しの予定数量には、親引け分が含まれるのでしょうか（趣旨及び昨今の親引けが別途第三者割当で行われていることを踏まえれば、親引け分は除いて考えるべきであると思いますがいかがでしょうか）。</p>	<p>株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、親引け分を含め、当該募集又は売出しの本邦内における予定数量の15%を限度としています。</p> <p>なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内における予定数量の合計の15%を限度としています。</p>
42	規則第24条	<p>「企業グループの開示」とは、有価証券報告書（目論見書）に記載されている事業の内容中のグループ事業の記載と同様でよいのか。</p> <p>記者発表文に書けば、有価証券報告書（目論見書）に記載されていない先へも割当可能か。</p> <p>割当先は、企業グループに記載すれば、ファンドでも可能か。ファンドゆえの制限（ファンドの出資者の開示等）はあるのか。</p> <p>「企業グループ」の定義に関連し、同一会社が設定した2種の投資ファンド（会社形態）は同一企業グループと解すべき</p>	<p>及び 関係</p> <p>本規定は、基本的には、有価証券届出書等に記載されるグループ企業への割当てを想定しています。</p> <p>なお、本規定に基づき割当てを行う場合には、企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係について、鳥瞰図を用いる等により分かり易く公表されるべきであると考えます。</p> <p>及び 関係</p> <p>「企業グループ」には、基本的には、会社形態をとらないファンドは含まれ得ないものと考えます。</p>

項番	条文	意見	考え方
		か否か。	<p>なお、親引け規制の趣旨は、本来、広く投資家を募る一般募集（公募）において、発行者が指定する特定の者に対して優先的に株式等を割り当てることで、他に当該公募に応じようとする投資家に対し、特定者への利益供与といったような不公平感を惹起するような行為を禁止することを第一義的な目的とするものです。</p> <p>そうした考え方から、現在、事業会社に係る親引け規制の適用除外として列挙しているものは、「連結関係、持分法適用関係や業務提携関係の維持」や、「従業員持株会や取締役等」など、基本的には、長期的な視点から株式を保有し、株主として発行会社との利害関係を一にして行動することが、当該発行会社における企業価値の向上に資する立場の者であり、仮に会社形態をとるファンドであっても、そうした観点から割当ての適否が判断されるべきものと考えます。</p>
43	規則 第24条	第24条第3項第2号において、企業グループへの親引けも認められていますが、企業グループの範囲、関係については、記者発表文で公表を行えば貴協会に対する事前相談は不要と考えてよろしいでしょうか。	<p>そのような理解で結構です。</p> <p>ただし、当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係については、鳥瞰図を用いる等により分かり易く公表されるべきであり、募集に応じようとする投資家等から、特定の者への利益供与といった社会的な批判を受けることのないよう十分留意すべきであると考えられます。</p>
44	規則	第24条第4項第5号において、“「財務諸表等の用語、様式	本規定における「特別目的会社」は、今回の規則改正案を変

項番	条文	意見	考え方
	第 24 条	<p>及び作成方法に関する規則」第 8 条第 7 項に規定する特別目的会社」と特別目的会社を規定しているが、当該条項で規定している特別目的会社か、当該条項を充足する（その結果、子会社等に該当しない）特別目的会社か判別しにくいいため、金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）第 36 条第 3 項第 2 号と平仄を合わせ、以下の通りに変更して頂きたい。</p> <p>5 前号に掲げる者が、特別目的会社（資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体を言う。）（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者</p>	<p>更しなくても、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条第 7 項に規定する特別目的会社として、「資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体を言う。」ことが明確になっていると考えます。</p>
45	規則 第 25 条	<p>第 25 条 1 項の「当該同一の銘柄の株券等」とは、証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 6 条の規定により考えることで構わないか。良いということであれば、その考え方を細則に記載してもらいたい。</p> <p>また、海外発行 C B の募集と会社法による国内 C B の第三者割当同時実施の場合、異なる有価証券の発行であるが、第 25 条は厳格に適用されるのか？</p>	<p>本規定は、親引け規制の潜脱行為を防ぐ観点から、引受けと並行して行われる第三者割当増資等について、その割当先を第 24 条第 3 項及び第 4 項に規定する者に留めるよう発行体に要請する旨規定しているものですが、今回の改正により、本規定は同種の商品に対して適用されるものであり、異なる商品を跨いでは適用されない旨の解釈を明確化しています。</p> <p>一方で、「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」第 6 条第 1 項第 2 号では、少人数私募に該当しない場合を規定した「同一種その他の有価証券の勧誘先が 6 か月以内に 50 名以上になる場合」の「同一種その他の有価証券」について、C B については、償還期限、利率及び転換価額等が同一であること</p>

項番	条文	意見	考え方
			<p>が挙げています。</p> <p>このように、証券取引法上、同一種の有価証券とみなされないものについては、基本的には、本規定の適用を受けないものと考えます。</p> <p>ただし、本件は、発行者の資金調達ニーズ（将来的な資金繰りの観点から償還期限の異なるＣＢを発行する必要があるなど）により、異なる商品としてのＣＢを同時に発行することに合理的な理由があることが大前提であり、発行者が本規定の適用を避けることを目的として、発行条件を変え、実質的に変わりのない商品を特定の者に割り当てることは潜脱行為に該当しますので、幹旋証券会社たる引受会員においては、発行者に対し、資金調達ニーズ等に照らして異なる商品としてのＣＢを発行することに合理的な理由があるかどうかを確認するとともに、仮に当該理由に合理性がないと判断される場合には、私募によるＣＢの割当先を第24条第3項及び第4項に規定する者に留めるよう発行者に要請すべきであると考えられます。</p> <p>また、仮に合理性が確認された場合であっても、親引け規制の趣旨に鑑みるに、募集に応じようとする投資家等から、特定の者への利益供与といった社会的な批判を受けることのないよう十分留意する必要があります。</p> <p>なお、本件に係る考え方については、本規定において既に明確化されているものと考えます。</p>

項番	条文	意見	考え方
46	規則 第26条	<p>引受けの報告は、貴協会が会員の引受状況を把握し、かつ、増資状況の統計を取るために毎月報告を求めているものであると思われませんが、昨今の状況に鑑み、公表資料で国内の一般募集（証券会社引受方式）のC BとM S C Bの区別を行って頂きたいと要望致します。</p> <p>S Bの引受けの報告は不要である（別途統計を取っている）と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、本規定のあり方については、今後の状況を踏まえつつ検討を行うこととしたいと思います。</p> <p>なお、社債券については本規定の適用はありません。</p>
47	規則 第27条	<p>この規則の定めるところによることが困難な引受けについては、引受会員は書面による届出、協議並びに投資者への十分な説明が要求されているが、規定が詳細になった分どの程度のかい離があれば、この条項の適用を受けることになるのか明示していただきたい。</p>	<p>本規定は、当該引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、本規則の定めによることが困難である場合に限り適用を受けるものであり、今回の規則改正に伴う考え方の変更はありません。</p>
48	規則 第28条	<p>第28条第2項については、外債（株式のグローバルオファリングを含む）に関し、国内証券会社における投資銀行本部（引受部門）がD D Q等による審査を行っても、最終引受判断は海外現地法人であるため、利益相反は生じないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>今回の規則改正では、引受けを行うに当たっての社内における適切なチェック・アンド・バランスの仕組みを実現するため、本規則第9条において、第13条から第16条までに規定する引受審査項目について「引受審査」を行わなければならないこととしており、当該「引受審査」は、第6条において、原則として独立した引受審査部門で行うこととしています。</p> <p>一方で、本規定における「規則の趣旨に基づく適切な審査」については、本邦発行者が本邦以外において株券等の募集又は売出しを行う場合において、会員自身の引受けが伴わない状況であることを勘案し、独立した引受審査部門で行う引受審査を</p>

項番	条文	意見	考え方
			絶対的な条件とはせずに、会員として規則の趣旨に基づく適切な審査を求めています。
49	規則 第 28 条	第 28 条第 2 項は、海外での引受けに際し、主幹事または幹旋人による引受審査は必須なのか。それとも、主幹事に引受審査を要請すれば、それで良いのか。主幹事が関連会社でない場合はどうか。	本規定における「規則の趣旨に基づく適切な審査」については、本邦発行者が本邦以外において株券等の募集又は売出しを行う場合において、会員自身の引受けが伴わない状況であることを勘案し、独立した引受審査部門で行う引受審査を絶対的な条件とはせずに、会員として規則の趣旨に基づく適切な審査を求めています。
50	規則 第 28 条	第 2 条に、第 28 条 2 項に記載されている「海外関連会社」の定義を置いてほしい。	御意見を踏まえ、規定の修正を行います。
51	規則 第 29 条	不動産投資信託証券（REIT）の第三者割当増資に関しては、不動産投資法人自身では割当先に対する勧誘が不可能であるため、形態的に証券会社が募集の取扱いを行うことになるものと考えられます。このような場合は当規則を全面的に適用除外にして頂きたいと要望致します。	御意見のとおり、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 117 条第 1 号においては、「発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務」について、他の者に委託して行わなければならない旨が規定されるとともに、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」第 169 条では、同法第 117 条第 1 号に掲げる事務を委託する契約において、「当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うべき旨」等を定める旨が規定されており、このことから、同法上、投資法人が、投資口の発行に際し、いわゆる募集に係る事務の取扱いだけでなく、自己募集（勧誘）を行うことまでが禁止され、投資口の引受け先の勧誘については他者に委託せ

項番	条文	意見	考え方
			<p>ざるを得ないと解する向きもあるところであります。</p> <p>本件については、法令解釈に係る今後の状況等を踏まえつつ検討を行うこととしたいと思います。</p>
52	規則 第29条	<p>第29条第1号では、新規公開に際して行う株券の募集について、第21条（ブックビルディングによる価格の決定）を、適用しないとされているが、当該募集においてもブックビルディングは行われており、第29条1号の除外規定から第21条は除くべきである。</p>	<p>新規公開に際して行う株券等の募集及び売出しについて、ブック・ビルディングを実施する場合の取扱いは、基本的には既に証券取引所における規則において規定が設けられていることから、現在のところ、本規定から除き、本規則を適用する予定はありません。</p>
53	規則 付則	<p>第2章第2節から第4節までの規定は、平成19年7月1日以後に開始する引受審査から適用となっているが、引受審査の開始という表現では引受会員毎にその時期が異なることも考えられる。</p> <p>また、平成19年7月1日から施行される第2章第2節から第4節までの規定以外の規定についても、引受決定から払込日までの期間が平成19年7月1日を跨ぐ場合に混乱を生じさせる可能性がある。</p> <p>具体的にどのタイミングから適用、施行されるのか、IPO、PO、社債券に分けて明示していただきたい。</p>	<p>今回の規則改正について、第2章第2節から第4節までの規定は、本年7月1日以後に開始する引受審査から適用することとしていますが、自社が引受審査資料を受領した時点から、引受審査が開始されたものとして取り扱っても差し支えありません。</p> <p>なお、第2章第2節から第4節までの規定以外の規定の適用については、必要に応じて会員に周知します。</p>
54	規則 付則	<p>適用日は7月1日以後に開始する審査とあるが、社債の場合、発行決議日（条件決定日を指すのか、取締役会決議[包括]か）の17営業日後、つまり7月25日の発行決議日から当該審査が必ず必要になるということか。実務上は7月1日以後の条件</p>	<p>今回の規則改正について、第2章第2節から第4節までの規定は、本年7月1日以後に開始する引受審査から適用することとしていますが、自社が引受審査資料を受領した時点から、引受審査が開始されたものとして取り扱っても差し支えありません。</p>

項番	条文	意見	考え方
		決定銘柄が対象となりそうか。また、審査の開始日は、主幹事会員ベースか、他の引受会員含むベースかにより異なるものとして扱えるか。	ん。 なお、引受審査の開始に係る考え方は、主幹事会員、他の引受会員によって異なるものではありません。
55	細則第2条	細則第2条第1項に規定される、新規公開に係る引受審査を行うために必要な「十分な期間前」に関する具体的な日数について、貴協会から何らかの指針が出されるようであれば、その内容（当該内容の実効性、拘束性に係るご見解も含めて）をお教えてください。	現在のところ特に予定はありません。
56	細則第2条	細則第2条第2号では、社債券の発行登録を行う場合の引受審査資料の受領日は発行登録効力発生予定日の14営業日前までと規定されているが、株券の発行登録を行う場合の引受審査資料の受領日については、発行登録制度を利用しないで有価証券の募集若しくは売出し等の引受けを行う場合の発行決議日を発行登録書提出日と読み替えて、発行登録書提出日の17営業日前までという理解でよいのか。	本規定の、株券の発行登録を行う場合における「発行決議日」とは、「発行に係る包括決議日」とであると考えます。 なお、発行登録の場合、その後の登録期間中に随時発行登録追補書類を提出して発行することができますが、株券の発行登録は、社債券との比較において、発行者の業績の変動やその見通しの変化が株価に直結していくこととなりますので、細則第6条第1項に定める引受審査項目の状況変化には十分留意する必要があります。
57	細則第2条第4条	細則第2条第2号では、「(POの場合)引受審査資料は発行決議日の17営業日前まで」となっている反面、細則第4条第2号では、「他の証券会社には、遅くとも発行決議日までに送付」となっている。実務的には、従来と同じ日程感で対応すれば良いのか。それとも「他の証券会社にも十分な検討期間」を設けられるように、かなり余裕を持った日程感が要求されているのか。	本規定は、規則第9条第2項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いについて規定しています。また、細則第4条第2号では、規則第10条第1項に規定する主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱いについて規定しています。 なお、細則第4条第2号上、上場発行者が発行する有価証券の募集又は売出しの場合には、発行決議日当日の資料送付であ

項番	条文	意見	考え方
		かが判然としない。解釈はどちらであろうか。	っても規則違反とはなりません、主幹事会員においては、他の引受会員が必要な審査を行うことができるよう十分に配慮されることが望まれます。
58	細則第4条	<p>細則第4条において主幹事会員は「引受審査資料」を一定の期日までに他の引受会員に送付しなければならないとされている。一方、規則第9条2項において引受審査資料とは、定款、計算書類、附属明細書、税務申告書、証取法上の開示書類並びに細則第3条に定められる「引受審査に係る個別資料」の総称とされている。従来の実務では主幹事からは引受審査質問回答書(上記「引受審査に係る個別資料」に相当)のみを送付していた。</p> <p>また、引受審査ワーキングにおいては、引受審査基礎資料(細則第3条に掲げる引受審査に係る個別資料に相当すると思われる。)及び届出書ドラフトのみを他の引受会員に送付するという結論になっており、規則案では従来の慣行及び引受審査ワーキングの結論とも異なっている。</p> <p>他の引受会員に送付する資料については引受審査ワーキングの結論を尊重すべきではないか。</p>	<p>今回の規則改正の趣旨を踏まえると、他の引受会員においても、それぞれの引受責任を果たすため、適切な引受審査が行われる必要があります。</p> <p>一方で、「引受審査資料」の一部には、その秘匿性等から、発行者との関係において主幹事会員が他の引受会員に送付することが極めて困難な状況があることや、現行の他の引受会員における引受審査の実務においては、引受審査に必要な情報が集約された細則第3条に掲げる資料等を中心として審査が行われている現状に一定の配慮をし、規定の修正を行います。</p> <p>なお、その場合であっても、他の引受会員は、規則第10条第2項において「引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認められた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。」とされていることを踏まえ、自らの判断と責任において十分な引受審査を行う必要があります。</p>
59	細則第4条	<p>細則第4条第1号及び第2号に各々1箇所ずつ、計2箇所に「引受審査資料」とあるが、「引受審査資料」とすると規則第9条2項に定める資料一式(税務申告書、定款等を含む)を指してしまい、実務慣行と異なるため、「引受審査資料」ではな</p>	<p>今回の規則改正の趣旨を踏まえると、他の引受会員においても、それぞれの引受責任を果たすため、適切な引受審査が行われる必要があります。</p> <p>一方で、「引受審査資料」の一部には、その秘匿性等から、発</p>

項番	条文	意見	考え方
		<p>く「細則第3条で定める資料」として頂きたい。</p> <p>POの場合、発行決議日当日の送付でよいと認識しているが、その点を明らかにして頂きたい。</p>	<p>行者との関係において主幹事会員が他の引受会員に送付することが極めて困難な状況があることや、現行の他の引受会員における引受審査の実務においては、引受審査に必要な情報が集約された細則第3条に掲げる資料等を中心として審査が行われている現状に一定の配慮をし、規定の修正を行います。</p> <p>なお、その場合であっても、他の引受会員は、規則第10条第2項において「引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認められた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。」とされていることを踏まえ、自らの判断と責任において十分な引受審査を行う必要があります。</p> <p>また、細則第4条第2号上、上場発行者が発行する有価証券の募集又は売出しの場合には、発行決議日当日の資料送付であっても規則違反とはなりません。主幹事会員においては、他の引受会員が必要な審査を行うことができるよう十分に配慮されることが望まれます。</p>
60	細則第4条	<p>第10条第1項では、「主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を提供する」とあり、細則第4条第2号では、遅くとも発行決議日までと定めがあるが、社債の場合、発行決議日とは、取締役会決議日（包括）条件決定日いずれを指すか。条件決定日とすると、引受審査を行う上で、非現実的な日程ではないか。（条件決定</p>	<p>本規定の、社債券の引受けを行う場合における「発行決議日」とは、「発行に係る（包括）決議日」とあると考えます。</p> <p>なお、社債券の発行登録を行い、発行者が発行登録期間中に機動的な募集又は売出しを具体的に予定する場合には、発行登録に当たっての審査の段階から、引受会員となる候補の証券会社が共同で引受審査を開始し、その後、継続開示書類が提出さ</p>

項番	条文	意見	考え方
		日に審査資料が送付されたとする、他の引受会員については、細則第4条を満たすことは困難か。そもそも引受判断のエンドは払込日を指すのか？)	れる都度、引受審査を更新していくといった対応をとるなど、十分な引受審査を行うための手段を講じていくことが必要であると考えられます。
61	細則第4条	細則第4条第2号について、発行登録時の審査の場合の取扱いはどうなるのか。また、細則第4条第2項については、規則第16条に該当する場合、どのような扱いとなるのか？	<p>本規定の、発行登録を行う場合における「発行決議日」とは、「発行に係る包括決議日」と考えます。</p> <p>なお、社債券の発行登録を行い、発行者が発行登録期間中に機動的な募集又は売出しを具体的に予定する場合には、発行登録に当たっての審査の段階から、引受会員となる候補の証券会社が共同で引受審査を開始し、その後、継続開示書類が提出される都度、引受審査を更新していくといった対応をとるなど、十分な引受審査を行うための手段を講じていくことが必要であると考えられます。</p> <p>また、本規則第13条から第15条までに定めのない有価証券の引受けについても、本規定の適用を受けることとなります。</p>
62	細則第5条	細則第5条第2項第1号、同第2号に関し、第三次報告では、「スポンサー企業(資産運用会社の設立母体)」とされていたが、細則案では具体的に定義し「投資信託委託業者の親会社等」とされている。しかし、この文言だと、スポンサーが複数に及ぶ場合等、どのスポンサーも「親会社等」に該当しないケースもあると思われるが、どうか。	<p>細則第5条第1項第2号口では、親会社等を「法人の親会社及び法人が他の法人の関連会社である場合における当該他の法人をいう。」と定義していますので、投資信託委託業者の設立母体が、当該定義のいずれにも該当しないような場合には、規定の適用はありません。</p> <p>ただし、その場合でも、必要に応じて当該設立母体に対する適切な審査が行われるべきであると考えられます。</p>
63	細則	細則第5条第2項第4号口では、エンジニアリングレポート	いわゆるエンジニアリングレポートに含まれる内容は、レポ

項番	条文	意見	考え方
	第5条	(ER)が「建物の状況、リスク等の調査に関する報告書」と定義されているが、ERはあくまで建物の状況についての報告書であり、リスク等の調査を目的としたものではないと思われるが、どうか。	<p>ートの発注者によって一律ではありませんが、REITの組成にあたり、レポート自体に環境リスク、地震リスク等の調査内容が含まれている場合や、含まれていなくても環境や地震のリスクに関するレポートを別途求めている事例が多く見受けられます。</p> <p>本規定は、そのようなレポートを含めて組入物件の内容の審査を行うことを求めています。</p>
64	細則第5条	細則第5条第2項第5号八に「成長性及び安定性」とあるが、「成長性」(外部成長)については当該ファイナンスによる物件取得に起因するものは一定の確認ができるものの、それ以上の確認は物件取得が決定していない段階では利益計画にも織り込むことはできず、外部成長に関する確認は事実上困難と思われるが、どうか。また、「安定性」とは具体的にどのような観点を想定しているのか。	<p>「投資法人及び物件の収益見通し」を審査するに当たっては、取得が決定している物件の範囲で、当該保有物件の収益力の向上という内部成長が確認できるか否かが主体になるのではないかと考えます。</p> <p>また、「安定性」については、不動産賃料収入が安定していること等、REITの引受審査においては必ずしも成長性のみが求められるものではないという観点から規定が置かれています。</p>
65	細則第6条	細則第6条第1項第5号八及び第2項第5号八の「投資証券の流動性を踏まえた発行数量の妥当性」について、「流動性を踏まえた発行数量」を審査項目に入れることは理解できるが、証券業協会として明確なガイドラインはあるのか(月間出来高の何倍が妥当とか)。あるいは、引受証券会社毎が独自に判断しながらの自主ルールの範囲内で運用すればよいのかどうか。	<p>本規定は、個別案件の状況に応じて適切に判断されるべきものであると考えます。</p>
66	細則	細則第7条第2号八に規定する、社債券の引受審査項目であ	<p>本規定は、個別案件の状況に応じて適切に判断されるべきも</p>

項番	条文	意見	考え方
	第7条	<p>る過去に調達した資金の充当状況については、どの程度の期間をカバーすればよいか。</p> <p>調達手段としての社債の特性及び有価証券報告書で一定のフォローアップが可能なこと等を勧告し、1年間程度の期間であれば十分であると考えているが、どうか。</p>	<p>のであると考えます。</p>
67	細則第8条	<p>細則第8条第2項の規定は、資金使途の変更があった場合の公表要請と思われるが、使途変更がある場合ない場合、設備投資等の場合とM&Aの場合で、それぞれ変更時、充当時、決算短信時で公表が必要かどうかの場合別けが読み込めないで、もう少し判り易い書き振りに変更して頂きたい。</p>	<p>細則第8条第2項及び第3項では、株券等の募集の引受けを行うに当たって、主幹事会員は、まず当該募集時に、調達資金の使途の変更又はM&A資金の充当があったときにはその都度公表を行うこと、調達資金の充当状況については決算短信に記載することを要請する旨規定するとともに、当該募集後、主幹事会員において上記が生じたことを認めた場合には、その都度当該主幹事会員が発行者に対して公表するよう要請する旨規定しています。</p>
68	全般	<p>サムライ債については、外国の会社が発行するもの（いわゆるコーポレートもの）は規則第2条第2号の「社債券」に含まれることが明らかであるが、外国の政府・国際機関等が発行するもの（いわゆるソブリンもの）は含まれないように読める。ソブリンもののサムライ債は規則第16条により引受審査を実施するのか。あるいは、ソブリンものは14号の枠外とする取扱いなのか。</p>	<p>本規則は、外国の政府・国際機関等が発行するものを対象としていませんので、規定の対象外となります。</p> <p>なお、その場合であっても、引受けを行う会員にあっては、本規則の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれると考えます。</p>
69	全般	<p>サムライ債に類似の案件として、ユーロ債の国内売出案件がある。これは、非居住者が海外で発行した債券を海外で引受け、</p>	<p>本規則は、会員が、本邦内において行う引受けについて引受審査を行う旨規定しています。このため、非居住者が海外で発</p>

項番	条文	意見	考え方
		<p>本邦で有価証券届出書を提出して募集するものであるが、そもそもこのような形態は14号の枠外と考えるか。あるいは、サムライ債に準じて、14号を準用するのか。その場合の根拠条文は規則第16条か。(なお、その場合も上記(2)同様、コーポレートとソプリンの違いが生じるのか否か。)また、公正慣習規則第4号「外国証券の取引に関する規則」は外国株券等を対象としており、債券は含まれないと考え、4号は適用されないと考えてよいか。</p>	<p>行した債券の海外での引受けについては、直接的には本規則の対象になりません。</p> <p>しかしながら、御意見にある、海外で引受けたものを本邦で売出しを行う行為は、本邦において引受けを行う行為と同様に、会員は投資家等に対して一定の責任を果たす必要があると考えられます。このため、各会員においては、売出しの取扱いを行う立場として、適切な確認を行う必要があると考えられます。</p> <p>なお、「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)は、外国証券を広く対象としていますので、非居住者が海外で発行したユーロ債についても対象となります。</p>

以 上